

船舶事故調査報告書

令和元年5月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	平成30年11月19日 16時50分ごろ
発生場所	島根県隠岐の島町琴島北方沖 中村港北防波堤灯台から真方位087°680m付近 (概位 北緯36°19.7' 東経133°19.4')
事故の概要	漁船浜福丸は、南東進中、転覆した。
事故調査の経過	平成30年12月27日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 浜福丸、0.87トン
船舶番号、船舶所有者等	SN3-13526（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	操舵室、機関室等に濡損（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約1.5m/s、視界 良好、気温 約11.1℃ 海象：波高 約1.5m、潮汐 低潮時、水温 約19℃ 日没時刻：16時57分ごろ
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、船長が、出航後に波浪が増したことを認めたものの、操業を優先し、漁場に向かって南東進中、船尾方から乾舷（約35cm）を越える波浪を受け、海水が後部甲板に滞留して左舷側に傾いたので、同甲板に積んでいた網を左舷縁から船外に捨てようとしたところ、更に海水が流入して左舷側に転覆した。 船長は、救命胴衣を着用していなかったものの、来援した僚船によって救助され、低体温症と診断された。
分析	本船は、南東進中、船長が、出航後に波浪が増したことを認めた際、操業を優先し、漁場に向かって航行を続けたことから、船尾方から乾舷を越える波浪を受けて海水が滞留し、左舷側に傾いたところへ更に海水が流入して転覆したのと考えられる。
原因	本事故は、本船が、南東進中、船長が、出航後に波浪が増したことを認めた際、操業を優先し、漁場に向かって航行を続けたため、船尾方から乾舷を越える波浪を受けて海水が滞留し、左舷側に傾いたところへ更に海水が流入して転覆したのと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・小型船舶で出航後に波浪が増した場合、船体の大きさや乾舷を考慮して航行継続の可否を判断すること。

・ 小型船舶の乗船者は、救命胴衣を必ず着用すること。